

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正を踏まえ、妊娠又は出産等の申出があった職員等に対して講ずる措置について定めるものです。

【条例改正の背景】

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置等を定める育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえ、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援するため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

- ①妊娠又は出産等について申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対して、以下の措置を講ずることを任命権者に義務付けます。
 - ・仕事と育児との両立支援制度等に関する周知及び制度の利用に関する意向確認
 - ・仕事と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項の意向確認
- ②上記①の措置により職員の意向を確認した事項への配慮等を任命権者に義務付けます。

【施行期日】

令和7年10月1日